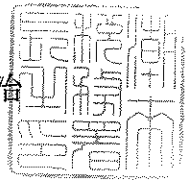


潮法1第64号  
令和3年3月26日

茨城県行方市麻生1561番地9  
一般社団法人 行方市まちづくり推進機構  
代表理事 永峰 英明 殿

潮来税務署長 能勢 幸治



## 酒類販売業免許通知書

令和3年1月29日付で申請のあった行方市山田字中池台3282番10（別紙の図面に記載の酒類販売場の位置）の酒類販売業免許については、下記条件を付けて令和3年4月1日付で免許しましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

なお、下記条件は、酒税保全上酒類の需給の均衡を維持するために付けるものです。

### 記

酒類の販売方法は、卸売（酒類販売業者又は酒類製造者に対して酒類を販売することをいう。）及び小売に限る。ただし卸売及び通信販売により小売する場合は次による。

#### 1 卸売

自らが開発した商標又は銘柄の酒類の卸売に限る。

#### 2 通信販売

(1) 販売する酒類の範囲は次に該当する酒類に限る。

##### イ 国産酒類

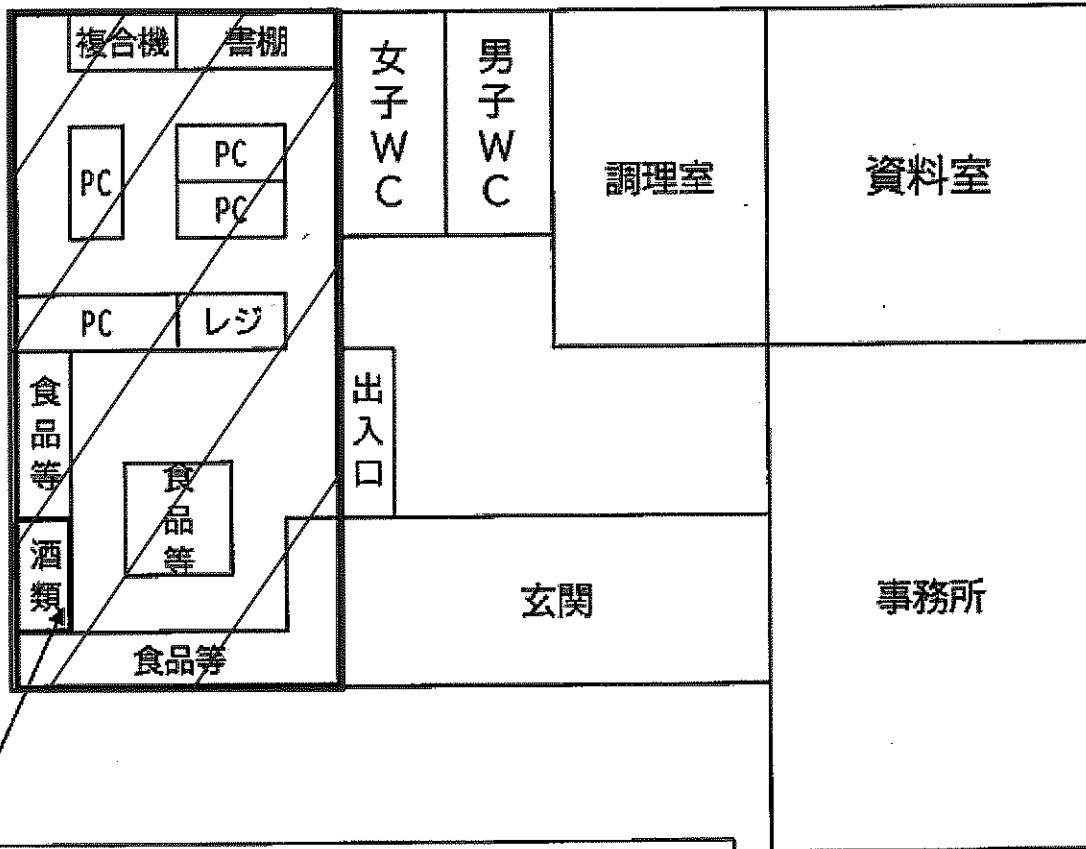
カタログ等（インターネット等によるものを含む。）の発行年月日の属する会計年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、全て3,000キロリットル未満である酒類製造者が製造、販売する酒類

##### ロ 輸入酒類

(2) 酒類の販売方法は、2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象としてカタログ等（インターネット等によるものを含む。）を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により購入の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売で、かつ、酒類の購入申込者が20歳未満の者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限る。



酒類販売場の所在地及び名称 (酒類販売場の位置)	行方市山田字中池台3282番10 行方市まちづくり推進機構 (下記図面朱斜線部分)
-----------------------------	---



陳列場所の表示  
明確に区分する表示  
「これはお酒です。20歳以上の年齢であることを確認できない場合は酒類を販売しません」